

令和2年度 第1回越前市環境審議会

日 時 令和2年9月10日(木)
午後3時30分から

場 所 あいぱーく今立
多目的ホール

会 議 次 第

1 開会

2 審議(報告)事項

(1) (仮称)福井藤倉山風力発電事業 計画段階環境配慮書について

(2) その他

3 閉会

越前市環境審議会委員名簿

委員：19人(順不同、敬称略)

所属等		氏名	規則区分
会 長	福井工業高等専門学校 准教授	奥村 充司	識見者
副会長	仁愛大学 教授	西出 和彦	
	一般社団法人 武生医師会	河野 陽子	
	越前市環境基本計画策定市民委員会 元委員長	岡島 一雄	
	えちぜん環境認証機構 元理事	右原 まゆみ	
	越前市議会議員	吉村 美幸	議会
	福井県丹南健康福祉センター 環境衛生部長	松浦 與一	関係機関
	武生商工会議所 会員	有定 耕平	
	越前たけふ農業協同組合 代表理事組合長	富田 隆	
	越前市消費者グループ連絡協議会 会長	佐藤 かよ子	
	越前市女性会 事務局長	中野 博美	
	NPO法人男女平等推進協会えちぜん 主事	横山 光	
	水辺と生き物を守る農家と市民の会 会長	恒本 明勇	
	武生めだか連絡会 会員	磯野 泰子	
	エコラブえちぜん 代表	岡部 巴	
	市民公募	川上 輝夫	公募
	市民公募	奥山 悦男	
	市民公募	吉田 聖子	
	市民公募	大柳 亜美	

事 務 局

所属・役職	氏名	備考
産業環境部 部長	小泉 陽一	
環境政策課 課長	坂川 勝彦	
環境政策課 副課長	山田 康弘	
環境政策課 主幹	澤田 昌伸	
環境政策課 主事	宮崎 凜	

越前市環境審議会 座席表

令和2年9月10日

議	長	席
奥	村 充 司	会 長

仁愛大学 教授	西 出 和 彦 委 員
武生医師会	河 野 陽 子 委 員
越前市環境基本計画策定市民委員会 元委員長	岡 島 一 雄 委 員
えちぜん環境認証機構 元理事	右 原 ま ゆ み 委 員
越前市議会議員	吉 村 美 幸 委 員
福井県丹南健康福祉センター 環境衛生部長	松 浦 與 一 委 員
越前たけふ農業協同組合 代表理事組合長	富 田 隆 委 員

越前市消費者グループ連絡協議会 会 長	佐 藤 か よ 子 委 員
越前市女性会	中 野 博 美 委 員
NPO法人男女平等推進協会えちぜん 主 事	横 山 光 委 員
武生めだか連絡会 会員	磯 野 泰 子 委 員
エコラブえちぜん 代表	岡 部 巴 委 員
市民公募	川 上 輝 夫 委 員
市民公募	奥 山 悦 男 委 員
市民公募	吉 田 聖 子 委 員

傍聴席

事 務 局		
山 副 田 課 長	産 業 環 境 部 長 小 泉	環 境 政 策 課 長 坂 川

環 境 政 策 課 澤 田	環 境 政 策 課 宮 崎	日 本 工 営 株 式 会 社	関 係 説 明 員 J R 東 日 本 エ ネ ル ギ ー 開 発 株 式 会 社
------------------	------------------	-----------------	--

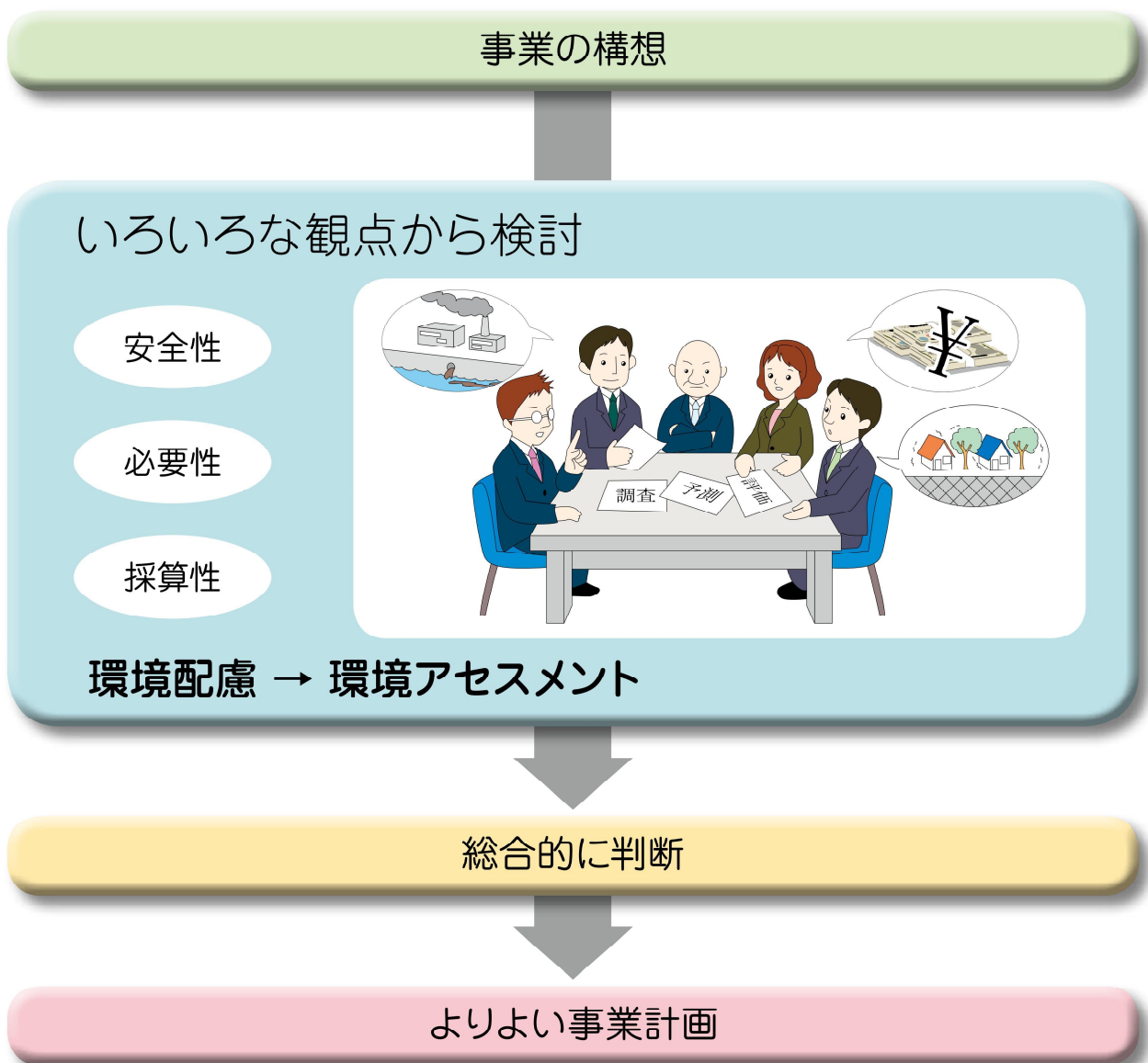
1. 環境アセスメントとは？

資料①

交通の便をよくするために道路や空港を作ること、水を利用するためにダムを作ること、生活に必要な電気を得るために発電所を作ること、これらはいずれも人が豊かな暮らしをするためには必要なことですが、いくら必要な開発事業であっても、環境に重大な影響を与えてよいはずはありません。

開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。

このような考え方から生まれたのが、環境アセスメント（環境影響評価）制度です。環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。



2. 我が国の環境アセスメント制度

環境アセスメントは、1969年（昭和44年）にアメリカにおいて世界で初めて制度化されて以来、世界各国でその導入が進んできました。

我が国では、1972年（昭和47年）に公共事業での環境アセスメントが導入され、昭和50年代半ばまでに港湾計画、埋立て、発電所、新幹線についての制度が設けられました。その後1981年（昭和56年）に統一的な制度の確立を目指し「環境影響評価法案」が国会に提出されましたが、1983年（昭和58年）に廃案となりました。

法案の廃案後、法律の代わりに政府内部の申し合わせにより統一的なルールを設けることとなり、1984年（昭和59年）に「環境影響評価の実施について」が閣議決定されました（この閣議決定による制度を「閣議アセス」といいます）。このほか、地方公共団体においても条例・要綱の制定が進められました。

その後、1993年（平成5年）に制定された「環境基本法」において、環境アセスメントの推進が位置付けられたことをきっかけに、制度の見直しに向けた検討が始まりました。

その結果、新しい環境政策の枠組みに対応するとともに、諸外国の制度の長所を取り入れ、1997年（平成9年）6月に「環境影響評価法」が成立しました。

法律の完全施行後10年の経過を受け、法律の見直しに向けた検討が行われ、2011年（平成23年）4月に、計画段階環境配慮書手続（配慮書手続）や環境保全措置等の結果の報告・公表手続（報告書手続）などを盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律」が成立しました。

環境影響評価法の制定までの経緯

(年)

1969	アメリカ「国家環境政策法（NEPA）」制定	世界初の環境アセスメント制度
1972	「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解	公共事業について、アセスメントを導入
1981	旧「環境影響評価法案」国会提出（1983年廃案）	
1984	「環境影響評価の実施について」閣議決定	法律ではなく、行政指導による制度化
1993	「環境基本法」の制定	環境アセスメントを法的に位置付け
1997	「環境影響評価法」制定	環境アセスメントの法制化
1999	「環境影響評価法」完全施行	
2011	「環境影響評価法」改正	配慮書手続、報告書手続の新設等
2013	改正「環境影響評価法」完全施行	

3. 環境影響評価法（環境アセスメント法）について

(1) 法律の目的

環境影響評価法は、環境アセスメントを行うことは重大な環境影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくためにとても重要であるとの考えのもとに作られています。

そして、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境アセスメントの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定（事業の免許など）に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的としています。

環境影響評価法の目的

環境アセスメントの手続を定める

環境アセスメントの結果を事業内容に反映させる

事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにする

トピック1 環境影響評価法の改正事項

環境影響評価法の完全施行から10年を経て浮かび上がってきた新たな課題への対応や、生物多様性の保全など、環境政策の課題の多様化・複雑化の中での環境アセスメントが果たすべき役割の変化などを踏まえて、2011年（平成23年）に環境影響評価法が改正されました。

▶主な改正事項

2012年（平成24年）4月1日施行

- ・交付金事業を対象事業に追加
- ・方法書段階における説明会の開催の義務化
- ・事業者により作成される図書（環境アセスメント図書）のインターネットによる公表の義務化
- ・評価項目等の選定段階において環境大臣が意見を述べる手続を規定
- ・政令で定める市から事業者への直接の意見提出
- ・都道府県知事等が免許等を行う者等である場合に環境大臣に助言を求める手続を規定

2013年（平成25年）4月1日施行

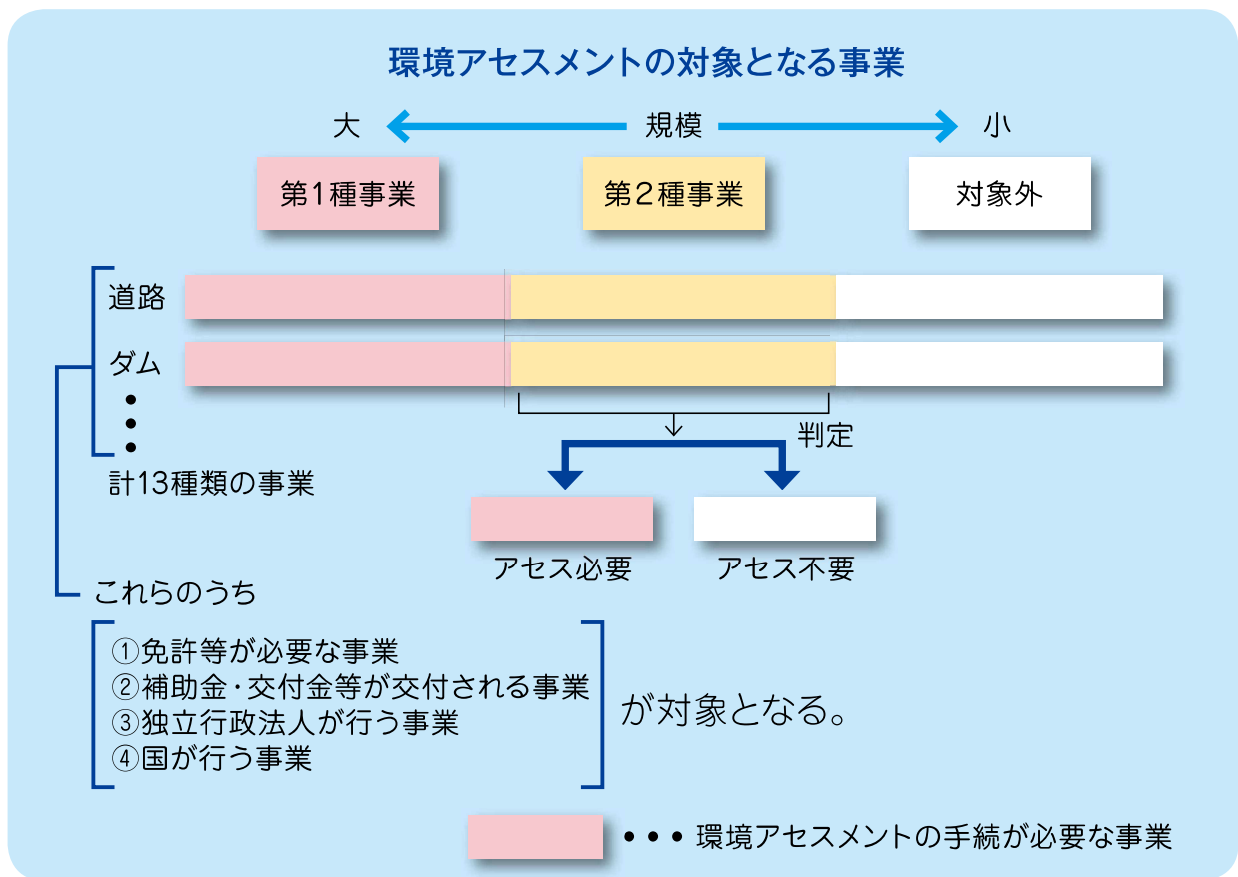
- ・計画段階環境配慮書手続（配慮書手続）の創設
- ・環境保全措置等の結果の報告・公表手続（報告書手続）の創設

(2) 環境アセスメントの対象となる事業

環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類の事業です。

このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第1種事業」として定め、環境アセスメントの手続を必ず行うこととしています。この「第1種事業」に準ずる規模の事業を「第2種事業」として定め、手続を行うかどうかを個別に判断することとしています。つまり、「第1種事業」のすべてと、「第2種事業」のうち手続を行うべきと判断されたものが、環境アセスメントの手続を行うこととなります。また、規模が大きい港湾計画も環境アセスメントの対象となっています。

具体的な事業の種類と規模は、次のページの表のとおりです。



トピック2 太陽電池発電所を法対象事業に追加

再生可能エネルギー発電事業は、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き推進していく必要があります。

太陽電池発電所は、日当たりのよい立地であれば比較的導入しやすいため、全国的に導入が進んでいます。一方で、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響等の問題が懸念されています。

このような実態を踏まえ、令和2年4月から太陽電池発電所の設置事業が法対象事業として追加されました。

環境アセスメントが適切に実施されることにより、環境と調和した形での事業の実施が確保されることで、地域における理解と受容性が高まり、太陽電池発電所の適正な導入が促進されることが期待されます。

環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路など	4車線以上のもの	—
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道	すべて	—
鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
原子力発電所	すべて	—
太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW～4万kW
風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業（*1）	面積100ha以上	面積75ha～100ha
○港湾計画（*2）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

（*1）「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

（*2）港湾計画については、特例の手続を実施することとなる（14 ページ参照）。

(3) 環境アセスメントの実施者

環境アセスメントは、対象事業を実施しようとする事業者が行います。これは、そもそも環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自己の責任で事業の実施に伴う環境への影響について配慮することが適当だからです。また、事業者が事業計画を作成する段階で、環境影響についての調査・予測・評価を行うとともに環境保全対策の検討を一体として行うことにより、その結果を事業計画や施工・供用時の環境配慮等に反映しやすいこともその理由の一つです。